

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和8年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の実施に関する事務
②事務の概要	中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の実施に関する事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の実施に関する要綱第3条に基づく申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する以下の事務において取り扱う。 ①中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の申請者及び当該申請者と同一世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報を確認する。 ②中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の申請者に係る障害者関係情報を確認する。
③システムの名称	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第44号)第4条及び別表第1の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部介護長寿課 TEL 0979-62-9807
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部介護長寿課 TEL 0979-62-9807
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マニュアル対策をきちんとしており、係内でも二重チェックを行っているため人為的ミスは低い。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	対象要件を担当者が調べて係内で決済をとるときに二重確認をしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	介護長寿課長 奥田 吉弘	介護長寿課長 吉富 浩	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	介護長寿課長 吉富 浩	介護長寿課長 今泉 俊一	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	平成27年11月30日	平成30年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日	平成30年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	なし	委託しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	接続しない(入手)	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	なし	接続しない(提供)	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護長寿課長 今泉 俊一	介護長寿課長	事後	所属長の役職名のみ修正
令和2年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	令和2年4月1日	令和2年12月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年12月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111	0979-62-9871	事後	直通電話設置による番号修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ 連絡先	0979-22-1111	0979-62-9807	事後	直通電話設置による番号修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部介護長寿課	健康福祉部介護長寿課	事後	部署名の変更に伴い修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	中津市福祉部介護長寿課	中津市健康福祉部介護長寿課	事後	部署名の変更に伴い修正
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	表紙 評価書名	中津市ひとり暮らし老人愛の訪問事業の実施 に関する事務	中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の実 施に関する事務	事後	事業名の変更によるもの
令和7年6月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	中津市は、ひとり暮らし老人愛の訪問事業の実 施に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの 取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人 情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク を軽減させるために適切な措置を講じ、もって 個人のプライバシー等の権利利益の保護に取 り組んでいることを宣言する。	中津市は、ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の 実施に関する事務における特定個人情報ファ イルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイル の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益 に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定 個人情報の漏えいその他の事態を発生させる リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保 護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事業名の変更によるもの
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	中津市ひとり暮らし老人愛の訪問事業の実施 に関する事務	中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の実 施に関する事務	事後	事業名の変更によるもの
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	中津市ひとり暮らし老人愛の訪問事業の実施 に関する事務における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27。以下「番号法」という。)の規定に 従い、特定個人情報を中津市ひとり暮らし老人 愛の訪問事業の実施に関する要綱第9条に基づ く申請の受理、その申請に係る事実について の審査に関する以下の事務において取り扱う。 ①中津市ひとり暮らし老人愛の訪問事業の申 請者及び当該申請者と同一世帯に属する者に 係る住民票に記載された住民票関係情報を確 認する。 ②中津市ひとり暮らし老人愛の訪問事業の申 請者に係る障害者関係情報を確認する。	中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業の実 施に関する事務における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27。以下「番号法」という。)の規定 に従い、特定個人情報を中津市ひとり暮らし 高齢者愛の訪問事業の実施に関する要綱第3 条に基づく申請の受理、その申請に係る事 実についての審査に関する以下の事務におい て取り扱う。 ①中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業 の申請者及び当該申請者と同一世帯に属す る者に係る住民票に記載された住民票関係 情報を確認する。 ②中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業 の申請者に係る障害者関係情報を確認する。	事後	事業名の変更及び要綱改正 によるもの
令和7年6月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	中津市ひとり暮らし老人愛の訪問事業情報フ ァイル	中津市ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業情報 ファイル	事後	事業名の変更によるもの
令和7年6月27日	IIしきい値判断結果 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IIしきい値判断結果 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	マニュアル対策をきちんとしており、係内でも二 重チェックを行っているため人為的ミスは低い。	事後	様式変更に伴い、追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い、追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	対象要件を担当者が調べて係内で決済をとるとき二重確認をしている。	事後	様式変更に伴い、追加
令和8年6月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和8年6月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)